

後援協賛等に関するガイドライン 新旧対照表

後援協賛等に関するガイドライン (現行)	後援協賛等に関するガイドライン 改正案	備考
<p style="text-align: center;">後援協賛等に関するガイドライン</p> <p style="text-align: right;">2015年 1 月15日</p> <p>1. 目的 本ガイドラインは、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）競技会規則第9条、第10条、第15条及び第16条の定め に該当しない各種の講演会、講習会、展示会及び普及啓発活動の行事 （以下「行事等」という。）への本協会の後援、協賛等（以下「後援 等」という。）の考え方を定める。</p> <p>2. 基本的な考え方 後援等についての基本的な考え方は、次のとおりとする。 （1）本協会は公益財団法人であることから、公益的な観点から後 援等の実施の適否を判断する。 （2）後援等の実施により、本協会、関連団体、その他ステークホ ルダーの名誉、信用及び利益を損ねることがないようにする。 （3）役務、費用、物品提供、その他経済的な利益の援助（以下 「経済的援助」という。）を伴う後援等については、公益的な 観点及び本協会の事業活動状況を考慮して、その実施の適否を 判断する。</p> <p>3. 後援等の申請者 後援等の申請者は、次のものに限る。 （1）国の行政機関又は地方公共団体 （2）独立行政法人、公益法人又はこれに準ずる団体 （3）特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体 （4）新聞社、放送局その他の民間企業 （5）その他社会的信用及び経済的基盤を有し、その存在が明確で ある者</p> <p>4. 後援等の種類</p>	<p style="text-align: center;">後援協賛等に関するガイドライン</p> <p style="text-align: right;">2015年 1 月15日</p> <p>1. 目的 本ガイドラインは、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」 という。）競技会規則第9条、第10条、第15条及び第16条の定め に該当しない各種の講演会、講習会、展示会及び普及啓発活動の行事 （以下「行事等」という。）への本協会の後援、協賛等（以下「後援 等」という。）の考え方を定める。</p> <p>2. 基本的な考え方 後援等についての基本的な考え方は、次のとおりとする。 （1）本協会は公益財団法人であることから、公益的な観点から後 援等の実施の適否を判断する。 （2）後援等の実施により、本協会、関連団体、その他ステークホ ルダーの名誉、信用及び利益を損ねることがないようにする。 （3）役務、費用、物品提供、その他経済的な利益の援助（以下 「経済的援助」という。）を伴う後援等については、公益的な 観点及び本協会の事業活動状況を考慮して、その実施の適否を 判断する。</p> <p>3. 後援等の申請者 後援等の申請者は、次のものに限る。 （1）国の行政機関又は地方公共団体 （2）独立行政法人、公益法人又はこれに準ずる団体 （3）特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体 （4）新聞社、放送局その他の民間企業 （5）その他社会的信用及び経済的基盤を有し、その存在が明確で ある者</p> <p>4. 後援等の種類</p>	

後援等の種類は、競技会規則第2条を参照し、次のとおりとする。

	種類	内容	経済的援助の有無
1	後援	申請者の目的及び活動に賛同し、支援すること。	無
2	特別後援	後援のうち、特別なものとして大きな支援をすること。	無
3	協賛	申請者の目的及び活動に賛同し、金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること。	有
4	特別協賛	協賛のうち、特別なものとして大きく賛同し、より多額の金銭その他の経済的援助を行い、その代償としてより大きな権利を得ること。	有
5	協力	申請者の目的及び活動に賛同し、物品を供与し、又は一定の許諾を与える等により協力すること。	有
6	共同主催	申請者の目的及び活動に賛同し、企画又は運営に参画し、主催者と共同の名義において開催すること。	有

5. 後援等の審査基準

本協会は、次のすべての条件を満たす行事等について、後援等を実施することができる。

- (1) 行事等の目的及び内容が、サッカー競技の普及、強化に資するものであること、又は人々の心身の健全な発達や社会の発展

後援等の種類は、競技会規則第2条を参照し、次のとおりとする。

	種類	内容	経済的援助の有無
1	後援	申請者の目的及び活動に賛同し、支援すること。	無
2	特別後援	後援のうち、特別なものとして大きな支援をすること。	無
3	協賛	申請者の目的及び活動に賛同し、金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること。	有
4	特別協賛	協賛のうち、特別なものとして大きく賛同し、より多額の金銭その他の経済的援助を行い、その代償としてより大きな権利を得ること。	有
5	協力	申請者の目的及び活動に賛同し、物品を供与し、又は一定の許諾を与える等により協力すること。	有
6	共同主催	申請者の目的及び活動に賛同し、企画又は運営に参画し、主催者と共同の名義において開催すること。	有

5. 後援等の審査基準

本協会は、次のすべての条件を満たす行事等について、後援等を実施することができる。

- (1) 行事等の目的及び内容が、サッカー競技の普及、強化に資するものであること、又は人々の心身の健全な発達や社会の発展

等に積極的に資するものであること。

- (2) 申請者が行事等を開催するための事務局組織を有していること。
- (3) 申請者が行事等を開催するために必要な財政的基盤を有していること。
- (4) 申請者が行事等の運営について、事故防止及び救護体制の整備等、安全面及び公衆衛生上に配慮していること。
- (5) 行事等の目的及び内容が、申請者の広告宣伝等を主な目的としていないこと。
- (6) 行事等の目的及び内容が、営利の追求ではないこと。参加費用の徴収がある場合、会場費等実費として相応であること。
- (7) 行事等の目的及び内容が、特定の宗教的色彩の強いものではないこと。
- (8) 行事等の目的及び内容が、政府・地方公共団体の広報活動を除き、特定の政党又は政治色に偏っていないこと。
- (9) 行事等の目的及び内容が、公序良俗を乱すものではないこと。
- (10) 後援等の実施の結果、本協会、関連団体、その他ステークホルダーの名誉、信用及び利益を損ねることがないこと。
- (11) その他、行事等の目的及び内容が、本協会が社会的妥当性を欠いていると判断するものではないこと。

6. 申請手続

申請者は、次の手順に従い、本協会に申請する。

(1) 申請日

原則として、行事等の開催日又は開催始期の2ヶ月前までに本協会に申請する。

(2) 申請者が提出する内容

次の内容を文書等にて提出する。ただし、申請者に応じて、その一部を省略することができる。

- (ア) 申請者の所属団体、所属部署、氏名
- (イ) 行事等の名称及びその目的
- (ウ) 行事等の主催者
- (エ) 行事等の開催日若しくは会期及び会場
- (オ) 支援を受ける団体等の情報
- (カ) 申請理由

等に積極的に資するものであること。

- (2) 申請者が行事等を開催するための事務局組織を有していること。
- (3) 申請者が行事等を開催するために必要な財政的基盤を有していること。
- (4) 申請者が行事等の運営について、事故防止及び救護体制の整備等、安全面及び公衆衛生上に配慮していること。
- (5) 行事等の目的及び内容が、申請者の広告宣伝等を主な目的としていないこと。
- (6) 行事等の目的及び内容が、営利の追求ではないこと。参加費用の徴収がある場合、会場費等実費として相応であること。
- (7) 行事等の目的及び内容が、特定の宗教的色彩の強いものではないこと。
- (8) 行事等の目的及び内容が、政府・地方公共団体の広報活動を除き、特定の政党又は政治色に偏っていないこと。
- (9) 行事等の目的及び内容が、公序良俗を乱すものではないこと。
- (10) 後援等の実施の結果、本協会、関連団体、その他ステークホルダーの名誉、信用及び利益を損ねることがないこと。
- (11) その他、行事等の目的及び内容が、本協会が社会的妥当性を欠いていると判断するものではないこと。

6. 申請手続

申請者は、次の手順に従い、本協会に申請する。

(1) 申請日

原則として、行事等の開催日又は開催始期の2ヶ月前までに本協会に申請する。

(2) 申請者が提出する内容

次の内容を文書等にて提出する。ただし、申請者に応じて、その一部を省略することができる。

- (ア) 申請者の所属団体、所属部署、氏名
- (イ) 行事等の名称及びその目的
- (ウ) 行事等の主催者
- (エ) 行事等の開催日若しくは会期及び会場
- (オ) 支援を受ける団体等の情報
- (カ) 申請理由

- (キ) その他行事等の概要を明らかにする書類等（開催計画書、ちらし、パンフレット等）
- (ク) 行事等の収支予算書
- (ケ) 定款又は寄附行為、会則、活動状況等その団体の性格及び内容が分かるもの
- (コ) その他本協会が必要と示した書類

7. 受付及び審査手順

申請者から後援等の申請があった場合の受付及び審査は、次のとおり行う。

(1) 受付

後援等の申請を受け付けた場合、本協会の委員会又は事務局は、前項(2)（申請者が提出する内容）の記載事項を確認し、確認完了後に当該申請を管理部に送致する。

(2) 一次審査

管理部は、当該後援等の実施の適否について一次審査を行い、軽微な行事等については承認の適否についての意見を付して事務局長の決裁を求める。事務局長決裁後、本協会理事会の報告事項とする。

(3) 理事会審査

一次審査において、重要性又は適否の判断が困難とされた行事等については、本協会理事会に付議し、審議を受ける。

8. 実施状況の把握について

本協会の担当者は、前項に基づき承認された行事等について、次の対応を行う。

(1) 承認後に申請者が審査基準又は本ガイドラインの趣旨に反した行為を行わないよう実施状況を把握する。

(2) 承認後に申請者が審査基準又は本ガイドラインの趣旨に反した行為に及んだと認められる場合、速やかに事務局長、事務局次長及び管理部に報告する。

(3) 承認後に申請者が審査基準又は本ガイドラインの趣旨に反した行為に及んだと認められる場合、速やかに担当者より是正報告を行う。

9. 後援等の取消について

後援等の実施を承認した行事等について、その開催日に至るまでに次

- (キ) その他行事等の概要を明らかにする書類等（開催計画書、ちらし、パンフレット等）
- (ク) 行事等の収支予算書
- (ケ) 定款又は寄附行為、会則、活動状況等その団体の性格及び内容が分かるもの
- (コ) その他本協会が必要と示した書類

7. 受付及び審査手順

申請者から後援等の申請があった場合の受付及び審査は、次のとおり行う。

(1) 受付

後援等の申請を受け付けた場合、本協会の委員会又は事務局は、前項(2)（申請者が提出する内容）の記載事項を確認し、確認完了後に当該申請を総務部に送致する。

(2) 一次審査

総務部は、当該後援等の実施の適否について一次審査を行い、軽微な行事等については承認の適否についての意見を付して事務総長の決裁を求める。事務総長決裁後、本協会理事会の報告事項とする。

(3) 理事会審査

一次審査において、重要性又は適否の判断が困難とされた行事等については、本協会理事会に付議し、審議を受ける。

8. 実施状況の把握について

本協会の担当者は、前項に基づき承認された行事等について、次の対応を行う。

(1) 承認後に申請者が審査基準又は本ガイドラインの趣旨に反した行為を行わないよう実施状況を把握する。

(2) 承認後に申請者が審査基準又は本ガイドラインの趣旨に反した行為に及んだと認められる場合、速やかに事務総長及び総務部に報告する。

(3) 承認後に申請者が審査基準又は本ガイドラインの趣旨に反した行為に及んだと認められる場合、速やかに担当者より是正報告を行う。

9. 後援等の取消について

後援等の実施を承認した行事等について、その開催日に至るまでに次

・ 管理部を総務部に変更

・ 事務局長を事務総長に変更

・ 事務局長を事務総長に変更

・ 事務局次長を削除

・ 管理部を総務部に変更

<p>のことが判明した場合、本協会は後援等を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請内容に虚偽が含まれていた場合 (2) 承認後、申請内容が大幅に変更した場合 (3) 前項(3)の是正勧告に従わない場合 (4) 承認後、申請者が公序良俗に反する行為等、後援等を実施するにふさわしくない行為を行った場合 <p>10. 本ガイドラインの改正について 本ガイドラインの改正は、理事会の決議を経て、これを行う。</p> <p>[改正] 2017年5月18日</p>	<p>のことが判明した場合、本協会は後援等を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請内容に虚偽が含まれていた場合 (2) 承認後、申請内容が大幅に変更した場合 (3) 前項(3)の是正勧告に従わない場合 (4) 承認後、申請者が公序良俗に反する行為等、後援等を実施するにふさわしくない行為を行った場合 <p>10. 本ガイドラインの改正について 本ガイドラインの改正は、理事会の決議を経て、これを行う。</p> <p>[改正] 2017年5月18日 <u>2018年9月13日</u></p>	<p>以上</p>
---	---	-----------